もっと知ろうよ！オキナワ！

第24回　ドローン規制法の改正について

人権擁護委員会 沖縄問題対策部会 部会員　市川 洋樹（70期）

1　はじめに

「国会議事堂，内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等，外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」（以下「ドローン規制法」という）の改正法が，2019年（令和元年）5月17日に，成立した。この改正法については，同年6月13日から全面的に施行された。

ドローン規制法の対象となる「小型無人機」（ドローン規制法2条3項）には，ドローンやラジコンが該当し，ドローン規制法施行規則の規定により気球，ハンググライダー，パラグライダーなど，人が乗って操縦し，飛行できるものも対象に含められている。

このドローン規制法の改正の問題点についての議論状況を紹介する。

2　ドローン規制法改正の概要

(1)　規制区域の指定権限

ドローン規制法の改正により，規制区域について，防衛大臣が指定する対象防衛関係施設，国土交通大臣が指定する対象空港及びそれらの指定敷地等が追加されることになった。特に防衛大臣は，対象防衛施設の周囲おおむね300メートルについても規制区域に指定することができると規定している（ドローン規制法6条2項）。

なお，ドローン規制法改正に併せて，「平成31年ラグビーワールドカップ大会特別措置法」及び「平成32年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」も改正され，文部科学大臣は各競技会場等についてドローン飛行の規制区域を指定できることになった。

(2)　ドローン規制法に反する飛行の退去等を命令する権限

改正前は，警察官，皇宮護衛官及び海上保安官がドローン規制法に反する飛行があると認めるときは，規制区域から退去させることその他必要な措置をとることを命じることができる（ドローン規制法9条）とされていた。改正法では，自衛官についても当該権限が付与されることになった。

(3)　付帯決議

ドローン規制法の改正にあたっては，衆議院内閣委員会及び参議院内閣委員会において，国民の知る権利及び取材・報道の自由が確保されるよう，本法に定められた対象施設の管理者は，対象施設ごとの特性に応じ，合理的な理由に基づき同意・不同意の判断を行うようにする旨の付帯決議がなされている。

3　防衛大臣又は国土交通大臣が規制区域を指定すること

各担当大臣の指定により規制区域になるので，その運用が画一的になされない恐れがある。

例えば，ドローン規制法2条1号ロでは，「内閣総理大臣官邸並びに内閣総理大臣及び内閣官房長官の公邸」と具体的に規定されている。このような規定をするならば，規制区域に関して国会での議論を踏まなければならない。ところが，改正法での条項では，国会の議論を踏まずとも規制区域に指定することができてしまう。辺野古基地建設を推進している防衛省としては，辺野古基地建設に関してドローンによる撮影を快くは考えないはずであり，規制区域の指定の権限が防衛大臣に与えられたことで，仮に，防衛大臣による指定が恣意的に行われてしまえば，自衛隊や在日米軍の施設を撮影する取材は困難になる。防衛大臣が規制区域を指定するという委任立法の形を採ることについて，国会での議論が十分になされたのか疑問である。

なお，ラグビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピックについては，各大会が終了すれば，それらに関する規定による規制もなくなるが，防衛施設に関しては，そのような時間的な制限はない。

4　取材の自由及び国民の知る権利に対する侵害の恐れ

前述のとおり，仮に規制区域が恣意的に指定される

ならば，取材の自由及び国民の知る権利に対する侵害の恐れがより大きくなったといえる。

⑴　沖縄弁護士会及び日本新聞協会の意見

沖縄弁護士会は，ドローン規制法に基づき辺野古新基地建設工事が進められている米軍キャンプ・シュワブ沿岸の提供水域を対象防衛関係施設として指定しないことを求める会長声明を発表している*1。

辺野古基地周辺には，軟弱基盤があることが判明している。国民が基地の建設状況を知るには，ドローンによる撮影は簡便な方法であり，実際，ドローンを用いた取材により，汚染防止膜設置不備による濁り水の流出等が写真撮影され，その有無や程度等が客観的に示されてきた。ドローン規制法により規制区域と指定されればドローンを飛行させるために事前の同意が必要になるため，例えば報道機関のドローンが飛行する時は基地建設作業を止めるなど国民の監視機能が図れなくなることの恐れがある。2019年（平成31年）2月24日の辺野古基地建設の埋立てについて県民投票で反対票が多数派を占め，辺野古基地建設の是非について議論がなされなければならない状況下で，ドローン規制法改正によりその建設状況が見えなくなってしまう恐れがある。

一般社団法人日本新聞協会はドローン規制法の改正について，「身元が明確でテロ行為を行わない報道機関のドローンを一般のドローンと区別せず，一律に規制するものであり，適用の仕方によっては，取材活動に大きな影響を与えることになります。」と取材の自由が侵害される恐れがあることを指摘している*2。

⑵　在日米軍施設について

防衛大臣は，在日米軍施設についても規制区域として指定することができる（ドローン規制法6条1項）。この指定がなされれば，当該施設の施設管理者は在日米軍ということになるが，日本法令の適用を受けない米軍が，ドローン規制法に基づく同意をすることは期待できず，在日米軍施設の場合，不同意になった際，訴訟による救済ができるか不明である。在日米軍施設は，日本国内に存在する施設ではあるものの，より取材が難しくなる。

なお，政府は現時点で，自衛隊の13施設を指定しており，在日米軍施設は含まれていない。ただし，防衛省，警察庁，国土交通省及び外務省が連名で，米軍施設の上空でドローンなどを飛行させる行為をしないようお願いをする旨のポスターを配布・掲示している*3。

5　おわりに

確かに，ドローンを自由に飛行できるとすると，ドローンからの防衛施設の撮影が無制約になってしまうため，一定のドローン飛行を禁止して，防衛上の秘密を守る必要がある。また，自衛隊機の離発着を行う防衛施設等においては，自衛隊機とドローンとの衝突の危険があること及びドローンを使い軍事施設を狙ったテロ行為が各国で発生していることから，防衛設備や自衛隊員に対する安全性確保の必要がある。施設管理者の同意を得れば，規制区域であってもドローンの飛行は可能であるため，取材の自由及び国民の知る権利との調整を図ったものと考える余地もある。

しかしながら，辺野古基地に関していえば，現段階では防衛設備として機能しているわけではなく，あくまで建設段階であるから，守るべき防衛上の秘密が存在するとは思えず，また自衛隊機及び米軍機とドローンとの衝突の危険はない。少なくとも現段階では辺野古基地及びその周辺が，規制区域に指定されれば，取材の自由及び国民の知る権利を侵害することになると考えている。

＊1：沖縄弁護士会のホームページ　http://www.okiben.org/modules/contribution/index.php?page=article&storyid=191
＊2：一般社団法人日本新聞協会のホームページ　https://www.pressnet.or.jp/news/file_20190208_01.pdf
＊3：国土交通省のホームページ　http://www.mlit.go.jp/report/press/kouku01_hh_000086.html